

2020年3月31日

提言骨子（案）に対する意見（追加）
命令・罰則等の創設について

高橋直哉

提言骨子（案）について、退去強制令書が発付されたものの本邦から退去しない行為に対する罰則の創設（1(3)）及び仮放免された者等による逃亡等の行為に対する罰則等の創設（2(3)イ）に関する提言部分を削除すべきである旨の意見が提出されているが、かかる意見に対し、以下のとおり、追加で意見を提出する。

1(3)について

立法事実が不明であるという指摘があるが、そもそも、本邦から退去しない行為に対する罰則は、退去強制手続の実効性を担保するために制度として本来設けられていてしかるべきものであったと思われる。すなわち、現行法において、本邦から退去しない行為に対する罰則が設けられていないことは、制度それ自体の欠陥ではないかという疑問もあるところであり、少なくともその点を議論の俎上に載せることが必要ではないかと考える。

そのため、送還を促進するための措置の在り方の一つとして、退去強制令書が発付されたものの本邦から退去しない行為に対する罰則の創設を検討することには意義があると考えられるところ、本項を削除するという意見に現時点では賛同し難い。

2(3)イについて

仮放免された者等の逃走を防止する方策について、罰則以外の手段・方法があるという指摘があるが、そのような手段・方法があることと、仮放免されて逃亡等した者に対する罰則を創設することとは必ずしも相互に排他的な関係にあるものではないと思われる。

そのため、収容の在り方として、仮放免された者等による逃亡等の行為に対する罰則等の創設を検討することには意義があると考えられるところ、本項を削除するという意見に現時点では賛同し難い。

まとめ

送還を忌避する外国人を名宛人とする命令制度を創設し、当該外国人本人に対し本邦からの退去を命ずることができることとし、命令の履行を罰則をもって担保するという制度や、仮放免された者等の逃亡等を防止するために、そのような行為に対する罰則を創設するというオプションを全く盛り込むことなく本専門部会の提言がなされた場合、それでは、送還忌避者の増加や収容の長期化等の問題を解決するための素材を提供する

という観点からみて十分ではないと思われる。

また、基本的な考え方として、上記のような命令・罰則の制度を創設することが、常に抑圧的な制度になるかどうかは、今一度検討する必要があると思われる。

一方で国家主権の表れとして、出入国管理において退去強制をする権限が国家にあるということを認めつつ、他方でその運用が不必要に対象者の権利・利益を侵害しないようにするためには、身柄拘束という物理的制約を心理強制という心理的制約に置き換えることにより、現実の行動の自由の制約をできる限り小さいものにとどめながら、送還を促進するとともに、逃走等の行為の防止を図るというバランスを保たなければならないと考える。このような視点は、いわゆる全件収容主義を改める方向で制度の改変を考えるのであれば、より一層重要性を増してくるであろう。

上記の命令・罰則の制度を創設することは、それらを積極的に適用して送還を忌避する者をどんどん強制的に退去させようとするものというよりは、むしろそれによって退去強制制度の実効性を維持しつつ、現実の抑圧的な部分を削ぎ落していく制度設計をする上で一定の役割を担うことが期待されるものとして理解するべきではないかと考えている。

この問題に関しては、様々な利害が関係・対立するので、いずれか一方に偏した主張に固執すると、結局、政策として実現する可能性が非常に低くなるのではないかという点を危惧するものである。